

## 熊本県情報公開審査会の答申(平成14年1月10日付け第68号)の概要

### 1 諮問の概要

下記の文書の非開示決定に対する異議申立てについて(諮問第94号)

熊本県立各高等学校から熊本県教育委員会に提出された体罰に関する報告、生徒事故報告書及びその基礎となる資料のすべて(平成10年度)

#### (参考)原処分の概要

平成11年12月 8日 開示請求

平成11年12月22日 非開示決定(実施機関:教育委員会)

(理由)平成10年改正前条例第8条第2号又は平成10年改正後条例第8条第2号該当。

開示請求に係る公文書は、特定の生徒(又は限定された数名の生徒)の個人情報に係るものであり、開示することにより特定の個人が識別され、又は識別され得るため。

### 2 答申の骨子

#### (1) 審査会の結論

別表に掲げる部分を除き、開示すべきである。

#### (2) 審査会の判断要旨

開示請求に係る公文書は、各県立高等学校が県教育委員会に提出した3件の事故報告書であり、これらの事故報告書に記載されている情報が報道機関により既に公にされている情報であるか否かを検証したうえで、それぞれの事故報告書について、非開示決定の妥当性を審議した。

ア 平成10年改正前条例第8条第2号又は平成10年改正後条例第8条第2号該当性について

事故又は事件に係る当事者である生徒の氏名及び所属する高校名、事故又は事件の発生日、内容等は平成10年改正前条例第8条第2号又は平成10年改正後条例第8条第2号に該当する。しかし、これらの情報のうち新聞で報道され既に公知の事実となっている情報(生徒の所属する高校名、事故又は事件の発生した月日等)については、開示相当と判断する。また、当該検討した部分を除いた残余の部分については、平成10年改正前条例第8条第2号本文又は平成10年改正後条例第8条第2号本文に該当しない。

イ 平成10年改正前条例第8条第8号又は平成10年改正後条例第8条第8号該当性について

学校が当事者である生徒又は当該生徒の保護者及び関係行政機関の職員から得た情報のうちこれらの者の発言を直接引用した部分については、公知の内容でないこと、当該生徒及びその保護者においては内心の状況が、また、関係行政機関の職員においては当該機関としての考え方、対応方針が含まれていること、教職員への協力関係及び信頼関係に基づき述べたものであることが認められた。このような発言の内容は、発言した者としても、事後に一般に公開されないことに対する合理的な期待があったものと考えることが相当であり、仮に開示されれば、学校は、事故又は事件の詳細や背景事情を十分に把握できず、適切な事後対応等を行ううえで支障が生じるおそれがある。したがって、これらの情報については、平成10年改正前条例第8条第8号又は平成10年改正後条例第8条第8号に該当する。

#### ウ 旧条例第9条の適用について

開示請求に係る公文書において、非開示とすべき部分とその残余の部分を分離することが可能であること、かつ、このように分離しても請求の趣旨が損なわれることがないことが認められた。したがって、実施機関は、旧条例第9条を適用し、非開示とすべき部分を除いて一部開示すべきである。

別紙 非開示とすべき部分

公文書の略称	非開示とすべき部分
本件公文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の氏名及び居住地</li> <li>・ 当該高校の部活動に携わっている者（教職員及び生徒を除く。）及びその家族の私的な行動内容が記載されている部分</li> <li>・ 高校の建物の見取図</li> <li>・ 事故又は事件の当事者である生徒の発言を直接引用した部分</li> </ul>
本件公文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の氏名、所属する高校名、学年及び住所</li> <li>・ 校長等教職員の氏名</li> <li>・ 事故又は事件の当事者である生徒及び当該生徒の保護者の発言を直接引用した部分</li> <li>・ 関係行政機関の職員の発言を直接引用した部分及び当該関係行政機関名</li> </ul>
本件公文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の氏名、所属する高校名、学年、住所、性別及び生年月日</li> <li>・ 関係者の氏名及び職業</li> <li>・ 事故又は事件の発生した月日、時間、場所及びその内容（その他の部分で開示することにより、事故又は事件の発生した月日、時間帯、場所及びその内容が判明することとなり、特定の個人が識別され得る部分も含む。）</li> <li>・ 校長等教職員の氏名</li> <li>・ 事故又は事件の当事者である生徒及び当該生徒の保護者の発言を直接引用した部分</li> </ul>

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非開示とした「熊本県立各高等学校から熊本県教育委員会に提出された体罰に関する報告、生徒事故報告書及びその基礎となる資料のすべて（平成10年度）」については、別表に掲げる部分を除き、開示すべきである。

### 第2 諮問に至る経過

- 1 平成11年12月8日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）による改正前の熊本県情報公開条例（昭和61年熊本県条例第37号。以下「旧条例」という。）第5条の規定に基づき、「熊本県立各高等学校から熊本県教育委員会に提出された体罰に関する報告、生徒事故報告書及びその基礎となる資料のすべて（1998年度）」について開示請求を行った。
- 2 平成11年12月22日、実施機関は、開示請求に係る公文書として、  
(1) 事故報告（平成10年 月 日付け 高第 号実施機関あて熊本県立 高等学校校長通知）（以下「本件公文書」という。）  
(2) 事故報告（平成10年 月 日付け 高第 号実施機関あて熊本県立 高等学校校長通知）（以下「本件公文書」という。）  
(3) 事故報告（平成11年 月 日付け 高第 号実施機関あて熊本県立 高等学校校長通知）（以下「本件公文書」という。）  
を特定し、本件公文書 から本件公文書 までについて非開示の決定（以下「本件非開示決定」という。）を行った。
- 3 平成12年1月13日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件非開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張

## 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件非開示決定を取り消し、個人情報については公務執行中の公務員の個人情報（住所、電話番号及び不利益情報は除く）及び法人・団体の名称とその代表者名のみ全部開示すること、その余の情報については全部開示することを求めるものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書の中で述べている異議申立ての理由は、次のとおりである。

熊本県情報公開条例第1条の趣旨に反する。

## 第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

開示請求に係る公文書には、事故の概要や事故に関係した生徒をはじめ、学校内外を問わず関係者の氏名が記載されているほか、事故に至った経緯が学校の調査の可能な範囲内で記載されている。

それぞれの事故の経緯は非常に複雑であり、生徒の心情面や交友関係、また事例によっては保護者の経済事情なども絡んでいることなどから、報告書にはこれらの個人情報が至るところに記載されている。

報告書には、事故の経緯について記述する中で、上記の情報が織り交ざって記載されており、個人のプライバシーに配慮をした場合、開示可能な部分を容易に分離することは不可能である。

また、事故報告書は特定の生徒（又は限定された数名の生徒）を扱った文書であり、個々の事例は全て態様が異なっており、しかも、極めて少ない件数であるため、当事者や事故の周辺にいる者にとっては、事故の態様がわかっただけで特定の個人を容易に識別することが可能である。

よって、開示請求に係る公文書は、熊本県情報公開条例の一部を改正する条例（平成10年熊本県条例第30号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の熊本県情報公開条例（昭和61年熊本県条例第37号。以下「平成10年改正前条例」という。）第8条第2号又は熊本県情報公開条例の一部を改正する条例による改正後の熊本県情報公開条例（以下「平成10年改正後条例」という。）第8条第2号に基づき、非開示が相当である。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、開示請求に係る公文書のそれぞれに記載されている情報が、報道機関により既に公にされている情報であるか否かを検証したうえで、本件公文書 から本件公文書 までのそれぞれの事故報告書について、本件非開示決定の妥当性を調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 開示請求に係る公文書について

熊本県立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第27条は、「職員、生徒、児童その他学校に関する事故が発生したときは、校長はすみやかに委員会に報告しなければならない。」と規定している。開示請求に係る公文書は、平成10年度において、この規定による報告のために熊本県立の各高等学校の教職員が作成した事故報告書であり、本件公文書 から本件公文書 までが該当すると認められた。

これらの事故報告書の作成の際に参考となる様式については、「熊本県立学校管理規則制定について」（昭和32年12月14日付け教学第2273号各県立学校長あて）により定められており、事故の発生した年月日、事故の発生した場所、関係者の氏名、事故の経緯、学校のとった処置及び校長の反省を記載することとなっている。本件公文書 から本件公文書 までには、これらを見出しとして事故又は事件に関する内容が具体詳細に記載されていることが認められた。

### 2 平成10年改正前条例第8条第2号及び平成10年改正後条例第8条第2号該当性について

平成10年改正前条例第8条第2号本文及び平成10年改正後条例第8条第2号本文は、開示しないことができる情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」と規定している。

この趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーについては最大限に保護することとし、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書については、非開示とできることを定めたものである。

平成10年改正前条例第8条第2号ただし書は、同号本文に該当する場合であっても例外として開示することができる情報として「イ 法令

等の規定により、何人でも閲覧することができる」とされている情報」、  
「ロ 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報」、  
「ハ 法令等の規定による許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」と規定している。また、平成10年改正後条例第8条第2号ただし書は、平成10年改正前条例第8条第2号ただし書に「ハ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名」を加え、平成10年改正前条例第8条第2号ただし書ハを同号ただし書ニに繰り下げて規定している。

### 3 平成10年改正前条例第8条第8号及び平成10年改正後条例第8条第8号について

平成10年改正前条例第8条第8号及び平成10年改正後条例第8条第8号は、開示しないことができる情報として「県又は国等が行う取締り、監査、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの又は県の行政の公正若しくは円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの」と規定している。

この趣旨は、開示することにより、当該事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている公文書については、非開示とできることを定めたものである。

### 4 旧条例第9条について

旧条例第9条は、原則開示の趣旨に即し、「実施機関は、開示の請求に係る公文書に非開示情報（その情報が記録されていることにより前条の規定に該当して公文書の開示をしないこととされる場合における当該情報をいう。以下同じ。）とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の情報に係る部分とを

容易に、かつ、当該請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該非開示情報に係る部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない。」と規定している。

同条によれば、請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合であっても、非開示部分とそれ以外の情報に係る部分とが容易に分離することができ、かつ、当該分離により請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該公文書の全体を非開示とするのではなく、非開示部分を除いた一部を開示しなければならないこととされている。

上記2から4までを踏まえ、本件公文書 から本件公文書 までについて、これらの公文書の決裁又は供覧の手続が終了した日より、平成10年改正前条例第8条第2号及び同条第8号該当性又は平成10年改正後条例第8条第2号及び同条第8号該当性を、また、旧条例第9条の適用によるこれらの公文書の一部開示の可能性を、以下検討していくこととする。

## 5 本件公文書 について

本件公文書 は、事故報告書並びにその添付資料である高校の建物の見取図及びこの建物について説明した文書で構成されている。また、本件公文書 は、平成10年10月1日前に決裁又は供覧の手続が終了した公文書であると認められたので、平成10年改正前条例第8条の規定が適用される。

### (1) 平成10年改正前条例第8条第2号該当性について

まず、事故又は事件に係る当事者である生徒の氏名、所属する高校名、学年及び居住地並びに事故又は事件の発生した月日、発生した場所及びその内容について検討する。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることが認められた。しかしながら、当審査会の調査の結果、当該生徒の所属する高校名、学年並びに事故又は事件の発生した月日、発生した場所及びその内容については、平成10年5月22日付けの朝日新聞で報道され、既に公知の事実となっていることが認められた。したがって、当該新聞で報道されたこれらの情報については、積極的に非開示とする理由に乏しく、既に当該新聞により報道され公にされていたという事実が、当該情報のプライバシー性を希薄化しているということは否定できないと考えられ



るため、開示するのが相当であると判断する。なお、当該新聞で報道されたこれらの情報を除いた残余の情報である当該生徒の氏名、居住地については、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当する。また、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

次に、当該生徒の所属する高校の校長の氏名について検討する。平成10年改正前条例第8条第2号は、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名とそれ以外の個人に関する情報を区別していないので、個人に関する一切の情報を非開示とするものであると解する。したがって、当該校長の氏名は、同号の規定により非開示とされる場所であるが、当該新聞で報道され、既に公知の事実となっていることが認められたので、開示するのが相当であると判断する。

次に、当該高校の部活動に携わっている者（教職員及び生徒を除く。）及びその家族の私的な行動内容が記載されている部分について検討する。この部分は、当該個人のプライバシーに関する情報として、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであることが認められたので、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当する。また、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

次に、高校の建物の見取図について検討する。当該建物は、個人の居住の用に供する建物であり、この見取図は、個人の生活環境を示すものであり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであると認められたので、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当する。また、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

次に、以上検討した部分を除いた残余の部分について検討する。この残余の部分について精査したところ、これらの部分だけからは、直接特定の個人が識別されないこと、また、一般人が通常入手し得る他の情報と組み合わせることによっても特定の個人が識別され得ないこと、さらに、当該新聞で報道され、既に公知の事実となっていることが認められたので、開示するのが相当であると判断する。したがって、この残余の部分は、平成10年改正前条例第8条第2号本文に該当しない。ただし、この残余の部分には、学校が当事者である生徒から聴取などの方法により得た情報（以下「生徒取得情報」という。）が含まれている。この情報については、同条第8号該当性の判断を行う必要があるため、次の

( 2 ) で検討することとする。

( 2 ) 平成 1 0 年改正前条例第 8 条第 8 号該当性について

上記 ( 1 ) により平成 1 0 年改正前条例第 8 条第 2 号に該当しない部分には、生徒取得情報が含まれており、この部分の開示の可否について、以下検討する。

まず、生徒取得情報は、高校の教職員が作成した文書に記載されているので、同号に規定する県が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

次に、生徒取得情報を開示することで、県が行う事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるか否かについて検討する。

事故報告書は、前述のとおり、学校に関する事故又は事件が発生した場合、当該事故又は事件の態様を正確に把握するとともに、学校が行う教育・指導活動に際して事後の対応や再発防止対策に資するよう作成されるものである。そのため、事故又は事件についての詳細な内容・経過はもとより、その発生の背景となった当事者である生徒の学校生活上の環境や家庭環境等も含め、学校側が日常的な教育・指導活動を行う過程で把握した情報及び事後に新たに把握した情報が詳細かつ網羅的に記載されている。仮に、事故又は事件の詳細や背景事情を学校が十分に把握できなかつたり、正確な把握に至らなかった場合には、当該事故又は事件に対する事後の対応や再発防止対策の実施に混乱が生じる事態が生ずることは十分予測される場所である。

ところで、事故報告書は、事故又は事件の発生前後に得た生徒取得情報などを総合することにより作成されている。一般的には、教育・指導活動を行う過程で学校が得たこの生徒取得情報は、事後において公開されることが前提のものとは言えず、これを公開することは、情報を提供した者の「一般には公開されない」との信頼・期待を裏切り、将来の教育・指導活動における情報収集に支障を及ぼすおそれがあると考えられることは可能である。

しかしながら、生徒取得情報であればすべて平成 1 0 年改正前条例第 8 条第 8 号に該当し非開示、とすることは妥当でない。同号の適用に当たっては、行政機関の側の利便を基準にその主観的判断に基づいて決されるべきものではなく、保護されるべき利益が実質的に保護するに値す

る正当なものか、その利益侵害の程度が単に行政機関の主観においてそのおそれがあると判断されているにすぎないものかどうか、危険が具体的に存在することが客観的に明白であるといえるか、などについて総合的に判断する必要がある（平成13年9月27日付け答申第65号）。

本件公文書に含まれる生徒取得情報の公開の可否に当たっても、この考え方に照らし、生徒取得情報のそれぞれについて、その性質及び内容に応じた個々具体的な判断が必要である。

当審査会の調査によると、本件公文書に含まれる生徒取得情報のうち、事故又は事件の当事者である生徒の発言を直接引用した部分は、当該生徒が事故又は事件後に教職員に対して率直にその心情・心境を語った部分であり、内容が公知の事柄ではないこと、単なる事実を述べているのではなく、心境・心情・感想・反省・目標といった内心の状況を述べたものであること、相手が生徒の教育・指導に当たる教職員であるからこそ述べたものであること、が認められた。このような発言の内容は、通常、事後に一般に公開されることは前提とされておらず、発言者としても、事後に一般に公開されないことに対する合理的な期待があったものと考えることが相当である。このような性質の発言の内容が仮に開示されれば、発言者はこれが公開されることを憂慮し、結果として学校においては、事故又は事件の詳細や背景事情を十分に把握できず、適切な事後対応等を行ううえで支障が生ずるおそれがあり、また、仮に発言者が誰であるかが明らかにされなくても、その発言の内容が一般に公開されないとの前提で質問に応じた本人の信頼を裏切ることになると認められる。したがって、この部分については、平成10年改正前条例第8条第8号に該当する。

しかしながら、本件公文書に含まれる生徒取得情報のうち、上記で検討した部分を除いた残余の部分については、以上のような具体的なおそれがあるとまでは認められず、同号に該当しない。

### （3）旧条例第9条の適用について

本件公文書において非開示とすべき部分は上記（1）及び（2）で検討したとおりであり、非開示とすべき部分とその残余の部分を分離することが可能であること、かつ、このように分離しても請求の趣旨が損なわれることがないことが認められた。したがって、実施機関が本件公

文書 を全部非開示としたことは妥当ではなく、実施機関は、旧条例第 9 条を適用し、非開示とすべき部分を除いて一部開示すべきであったものと判断する。

## 6 本件公文書 について

本件公文書 は、事故報告書及びその添付資料である本件公文書 で報告された事件に係る新聞記事で構成されている。また、本件公文書 は、平成 10 年 10 月 1 日以後に決裁又は供覧の手續が終了した公文書 であると認められたので、平成 10 年改正後条例第 8 条の規定が適用される。

### (1) 平成 10 年改正後条例第 8 条第 2 号該当性について

まず、事故又は事件に係る当事者である生徒の氏名、所属する高校名、学年及び住所並びに事故又は事件の発生した月日、発生した場所及びその内容について検討する。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることが認められた。しかしながら、当審査会の調査の結果、事故又は事件の発生した月日、発生した場所及びその内容については、平成 10 年 11 月 30 日及び同年 12 月 5 日付けの熊本日日新聞で報道され、既に公知の事実となっていることが認められたので、上記 5 の (1) で述べたとおり、開示するのが相当であると判断する。なお、当該新聞で報道されたこれらの情報を除いた残余の情報である当該生徒の氏名、所属する高校名、学年及び住所については、平成 10 年改正後条例第 8 条第 2 号本文に該当する。また、同号ただし書イからニまでのいずれにも該当しない。

次に、当該生徒の所属する高校の校長等教職員の氏名について検討する。当該教職員の氏名については、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名として、平成 10 年改正後条例第 8 条第 2 号ただし書八の規定により開示することができる情報である。しかし、当該教職員の氏名が仮に開示されれば、事故又は事件に係る当事者である生徒個人が特定され得ると認められ、当該生徒を特定することが可能な情報でもあると認められた。したがって、当該教職員の氏名は、平成 10 年改正後条例第 8 条第 2 号本文に該当する。

次に、以上検討した部分を除いた残余の部分について検討する。この残余の部分について精査したところ、これらの部分だけからは、直接特

定の個人が識別されないこと、また、一般人が通常入手し得る他の情報と組み合わせることによっても特定の個人が識別され得ないことが認められ、さらに、当該新聞で報道され、既に公知の事実となっていることが認められたので、開示するのが相当であると判断する。したがって、この残余の部分は、平成10年改正後条例第8条第2号本文に該当しない。ただし、この残余の部分には、学校が当事者である生徒、当該生徒の保護者及び関係行政機関の職員から聴取などの方法により得た情報（以下「第三者取得情報」という。）並びに当該関係行政機関名が含まれている。この部分については、同条第8号該当性の判断を行う必要があるので、次の（2）で検討することとする。

#### （2）平成10年改正後条例第8条第8号該当性について

上記（1）により平成10年改正後条例第8条第2号に該当しない部分には、第三者取得情報及び当該関係行政機関名が含まれており、この部分の開示の可否について、以下検討する。

まず、第三者取得情報及び当該関係行政機関名は、高校の教職員が作成した文書に記載されているので、同号に規定する県が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

次に、第三者取得情報及び当該関係行政機関名を開示することで、県が行う事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるか否かについて検討する。

本件公文書における事故報告書の作成目的、作成するに当たって基礎とされる情報の性質及び内容を踏まえ、第三者取得情報及び当該関係行政機関名の公開の可否に当たっても、上記5の（2）で述べた考え方に照らし、これらの情報のそれぞれについて、その性質及び内容に応じた個々具体的な判断が必要である。

当審査会の調査によると、本件公文書に含まれる第三者取得情報のうち、事故又は事件の当事者である生徒及び当該生徒の保護者の発言を直接引用した部分については、これが仮に開示されれば学校が行う教育・指導活動に支障が生ずるおそれがあると認められることは上記5の（2）で述べたとおりである。したがって、この部分は、平成10年改正後条例第8条第8号に該当する。

次に、本件公文書に含まれる第三者取得情報のうち関係行政機関の

職員の発言を直接引用した部分及び当該関係行政機関名は、当該関係行政機関の職員が行政機関相互の協力関係のなかで事件後に教職員に対して提供した情報であり、内容が公知の事柄ではないこと、単なる事実を述べただけでなく、当該事故又事件についての当該関係行政機関としての考え方、対応方針が含まれていること、当該関係行政機関の職員は、法的な調査権限に基づく質問に応じたのではなく、相手が生徒の教育・指導に当たる教職員であるからこそ普段からの相互の任意の協力関係及び信頼関係に基づいて述べたものであること、が認められた。このような発言の内容は、通常、事後に一般に公開されることは前提とされておらず、発言した当該関係行政機関の職員としても、事後に一般に公開されないことに対する合理的な期待があったものと考えることが相当である。このような性質の発言の内容及び所属する行政機関名が仮に開示されれば、関係行政機関の職員はこれらの情報が公開されることを憂慮し、結果として学校は、事故又は事件の詳細や背景事情を十分に把握できず、適切な事後対応等を行ううえで支障が生ずるおそれがある。したがって、これらの情報については、平成10年改正前条例第8条第8号に該当する。

しかしながら、本件公文書に含まれる第三者取得情報のうち、上記で検討した部分を除いた残余の部分については、以上のような具体的なおそれがあるとまでは認められず、同号に該当しない。

### (3) 旧条例第9条の適用について

本件公文書において非開示とすべき部分は上記(1)及び(2)で検討したとおりであり、非開示とすべき部分とその残余の部分を分離することが可能であること、かつ、このように分離しても請求の趣旨が損なわれることがないことが認められた。したがって、実施機関が本件公文書を全部非開示としたことは妥当ではなく、実施機関は、旧条例第9条を適用し、非開示とすべき部分を除いて一部開示すべきであったものと判断する。

## 7 本件公文書について

本件公文書は、事故報告書のみで構成されている。また、本件公文書は、平成10年10月1日以後に決裁又は供覧の手続が終了した公

文書であると認められたので、平成10年改正後条例第8条の規定が適用される。

(1) 平成10年改正後条例第8条第2号該当性について

まず、事故又は事件に係る当事者である生徒の氏名、所属する高校名、学年、住所、性別及び生年月日、関係者の氏名及び職業並びに事故又は事件の発生した月日、時間、場所及びその内容について検討する。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることが認められた。なお、当審査会の調査の結果、当該事故又は事件については、報道機関等により公にされていないことが認められた。したがって、これらの情報は、平成10年改正後条例第8条第2号本文に該当する。また、同号ただし書イからニまでのいずれにも該当しない。

次に、当該生徒の所属する高校の校長等教職員の氏名について検討する。当該教職員の氏名が、当該生徒を特定することが可能な情報であると認められることは、上記6の(1)で述べたとおりである。したがって、当該教職員の氏名は、平成10年改正後条例第8条第2号本文に該当する。

次に、以上検討した部分を除いた残余の部分について検討する。この残余の部分について精査したところ、これらの部分だけからは、直接特定の個人が識別されないこと、また、一般人が通常入手し得る他の情報と組み合わせることによっても特定の個人が識別され得ないことが認められた。したがって、この残余の部分は、平成10年改正後条例第8条第2号本文に該当しない。ただし、学校が当事者である生徒及び当該生徒の保護者から聴取などの方法により得た情報(以下「生徒等取得情報」という。)については、同条第8号該当性の判断を行う必要があるため、次で検討することとする。

(2) 平成10年改正後条例第8条第8号該当性について

上記(1)により平成10年改正後条例第8条第2号に該当しない部分には、生徒等取得情報が含まれており、この部分の開示の可否について、以下検討する。

まず、生徒等取得情報は、高校の教職員が作成した文書に記載されているので、同号に規定する県が行う事務事業に関する情報に該当するこ

とは明らかである。

次に、第三者取得情報を開示することで、県が行う事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるか否かについて検討する。

本件公文書における事故報告書の作成目的、作成するに当たって基礎とされる情報の性質及び内容を踏まえ、生徒等取得情報の公開の可否に当たっても、上記5の(2)で述べた考え方に照らし、当該生徒等取得情報のそれぞれについて、その性質及び内容に応じた個々具体的な判断が必要である。

当審査会の調査によると、本件公文書に含まれる生徒等取得情報のうち、事故又は事件の当事者である生徒及び当該生徒の保護者の発言を直接引用した部分は、これが仮に開示されれば平成10年改正後条例第8条第8号に該当することは、上記5の(2)で述べたとおりである。

しかしながら、本件公文書に含まれる生徒等取得情報のうち、上記で検討した部分を除いた残余の部分については、以上のような具体的なおそれがあるとまでは認められず、同号に該当しない。

### (3) 旧条例第9条の適用について

本件公文書において非開示とすべき部分は上記(1)及び(2)で検討したとおりであり、非開示とすべき部分とその残余の部分を分離することが可能であること、かつ、このように分離しても請求の趣旨が損なわれることがないことが認められた。したがって、実施機関が本件公文書を全部非開示としたことは妥当ではなく、実施機関は、旧条例第9条を適用し、非開示とすべき部分を除いて一部開示すべきであったものと判断する。

## 8 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 熊本県情報公開審査会

会	長	坂本 仁郎
会長職務代理者		石橋 敏郎
委	員	福嶋美和子
委	員	大江 正昭
委	員	林田美恵子



## 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年 1月31日	・ 諮問（第94号）
平成12年 3月 6日	・ 実施機関から非開示理由説明書を受理
平成13年 9月27日	・ 諮問の審議
平成13年10月30日	・ 諮問の審議
平成13年11月27日	・ 諮問の審議
平成14年 1月10日	・ 諮問の審議

別表 非開示とすべき部分

公文書の略称	非開示とすべき部分
本件公文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の氏名及び居住地</li> <li>・ 当該高校の部活動に携わっている者（教職員及び生徒を除く。）及びその家族の私的な行動内容が記載されている部分</li> <li>・ 高校の建物の見取図</li> <li>・ 事故又は事件の当事者である生徒の発言を直接引用した部分</li> </ul>
本件公文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の氏名、所属する高校名、学年及び住所</li> <li>・ 校長等教職員の氏名</li> <li>・ 事故又は事件の当事者である生徒及び当該生徒の保護者の発言を直接引用した部分</li> <li>・ 関係行政機関の職員の発言を直接引用した部分及び当該関係行政機関名</li> </ul>
本件公文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の氏名、所属する高校名、学年、住所、性別及び生年月日</li> <li>・ 関係者の氏名及び職業</li> <li>・ 事故又は事件の発生した月日、時間、場所及びその内容（その他の部分で開示することにより、事故又は事件の発生した月日、時間帯、場所及びその内容が判明することとなり、特定の個人が識別され得る部分も含む。）</li> <li>・ 校長等教職員の氏名</li> <li>・ 事故又は事件の当事者である生徒及び当該生徒の保護者の発言を直接引用した部分</li> </ul>